

1 件 名

三浦市散骨場の経営等の許可等に関する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

国内において葬送形態の多様化が見られる中、国の法律では直接規制されていない散骨行為や散骨場の経営等について、今後の本市における市民の生活環境や産業に影響を与える可能性等を踏まえ、公衆衛生等の見地から、法律で規制される焼骨の埋蔵行為や墓地経営に準じて一定の制限を設けること等の施策を講ずるため、必要な条例を制定するものです。

3 条例制定の内容

(1) 目的・定義

公衆衛生の向上等、その他公共の福祉への寄与を目的とした条例の位置付けについて定めるとともに、散骨行為や散骨場の定義について次のように定めます。

ア 火葬により生じた骨を粉末にしたものを地表等へ投下・散布する行為を「散骨」と、散骨を行うための区域を「散骨場」とします。

イ 散骨場において、自ら散骨を行い、あるいは対価の有無を問わず他者の散骨を受託・承諾することについて、業として、あるいは当該団体や事業主の目的に沿って行うことを「散骨場の経営等」とします。

(2) 事業者の責務

散骨場の経営等を行う者（以下「散骨事業者」という。）は、周辺の生活環境や産業に及ぼす影響に十分に配慮し、良好な近隣関係を形成できるよう努めることとします。

(3) 散骨場の経営等の許可及び許可の手続、基準等

ア 散骨事業者が、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓理法」という。）に定める墓地以外の場所において散骨場の経営等を行うことについて、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととします。

イ 許可手続については、墓理法と、三浦市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年三浦市条例第1号）に基づく墓地等の経営許可の際の手続に準ずるものとし、許可申請に際して散骨事業者が行わなければならない近隣住民等との協議に関しては、近隣住民に加え農林水産業等の事業者団体との協議を行わなければならないこととします。

ウ 許可に際しては、散骨場の隣接地権者等の同意が得られていなければならない、また、墓地に準じた設置場所により、駐車場、通路、管理施設等のほか、骨の粉

末の飛散防止のための障壁設置等必要な施設整備等が行われなければならないこととします。

エ 許可を受けた事項を変更しようとするときや、経営等を廃止しようとするときも、経営等の許可に準じて市長の許可を受けなければならないこととします。

(4) 届出・報告の徴収

散骨事業者の名称・所在地等に変更があった場合等には市長に届け出なければならないほか、市長は、散骨事業者に対して経営等の状況等について報告を求めることができることとします。

(5) 立入検査・改善勧告・改善命令

市長は、職員を散骨事業者の事務所や散骨場等に立ち入らせ、物件の検査や関係人への質問をさせることができることとするほか、条例に基づく許可条件、許可基準、届出義務への違反等に対して改善の勧告と、これに従わない場合の改善命令を行うことができることとします。

(6) 許可の取消し・使用の禁止・原状回復命令・公表

ア 市長は、散骨事業者が改善命令に従わない場合等について、経営等の許可を取り消すことができることとするほか、許可を受けない散骨場の経営等について、散骨場の使用禁止を命ずることができることとします。

イ 市長は、許可取消しや使用禁止命令の対象となった散骨場について、原状回復等の措置を命ずることができることとします。

ウ 市長は、改善命令、使用禁止命令、原状回復等の命令に従わない散骨事業者について、その旨を公表することができることとします。

(7) 公共水域における散骨の禁止、海域での散骨

ア 海域を除くほか、河川等の公共水域での散骨は、散骨事業者であるか否かを問わず禁止することとします。

イ 海域における散骨行為は、市長の定める指針に従い、産業への影響等を考慮して適切に行わなければならないこととします。

(8) 墓地内の散骨場の経営等に対する指導

墓地内の散骨場について、市長は、公衆衛生等の見地から適切でないと認める場合には、改善指導を行うことができることとします。

(9) その他必要な事項の委任

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(10) 罰則

ア 許可を受けずに散骨場の経営を行った場合や、改善命令、使用禁止命令、原状回復等の命令に従わない場合には、5万円以下の過料に処することとします。

イ 散骨事業者の法人としての代表者や代理人、従業員等がアの違反行為を行った

場合には、これらに加えて散骨事業者自身も罰則適用の対象とします。

4 施行期日

条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内（罰則部分については少なくとも公布から2月を経過した日以後）において規則で定める日とします。

5 経過措置等

- (1) 条例の施行前においても、散骨場の経営等の許可に関する手続を行うことができることとします。
- (2) 条例の施行の際に、現に散骨場の経営を行っている者であっても、市長が特に認める場合を除き、条例の施行の日から1年以内に許可を受けなければならないこととします。

以上